

# 御崎大塚遺跡

——関西電力赤穂火力発電所構外放水路工  
事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書——

昭和59年6月

赤穂市教育委員会  
赤穂埋蔵文化財調査会

## 例　　言

1. 本報告書は、関西電力株式会社赤穂火力発電所構外放水路工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。調査は、関西電力株式会社の委託により、赤穂-埋蔵文化財調査会が兵庫県教育委員会及び赤穂市教育委員会の指導のもとに実施した。
2. 本報告書は、発掘調査関係者が充分に討議し、その結果を松岡秀夫、広山竜道、河原隆彦が集約し執筆した。
3. 本報告書は、赤穂埋蔵文化財調査会及び赤穂市教育委員会が編集した。
4. 遺跡の石杯は、御崎大塚遺跡とした。当該遺跡については、発掘調査地の東方約500mの地点に大塚古墳が存在し、それとの関連と調査地の小字名によるものである。

## 本文目次

例 言	- - - - -	
第1章 発掘調査の経過	- - - - -	1
1. 発掘調査にいたるまで	- - - - -	1
2. 発掘調査経過	- - - - -	1
第2章 位置と環境	- - - - -	2
第3章 遺構	- - - - -	2
1. 調査トレンチの状況	- - - - -	3
2. 調査トレンチの縮小設定について	- - -	6
第4章まとめ	- - - - -	7
第5章おわりに	- - - - -	9

## 図版目次

第1図 御崎大塚遺跡地形図	
第2図 トレンチ設定図	
第3図 トレンチ断面図	
第4図 T2-B平面図	
第5図 封近状況図	

## 第1章 発掘調査の経過

### 1：発掘調査に至るまで

昭和59年2月、関西電力株式会社立地部担当者により、赤穂火力発電所放水路工事予定地における埋蔵文化財の有無に関する問い合わせが赤穂市教育委員会社会教育課に寄せられた。

工事予定地については、東方約500mに大塚古墳が存在し、加えて地形が塩屋堂山遺跡と非常に似てゐるところから塩田遺跡が存在すると推定されていたものである。予定地は、10数年前から休耕田となつたまゝのヨシが生い茂る湿地となつていたため、付近の田畠の表面調査によつて、須恵器を含む土器が採集されたため確認調査を実施することとなつたのである。

### 2. 発掘調査経過

#### (1) 調査方法

前節で述べたとおり、調査地はヨシが生い茂る湿地であるため、兵庫県教育委員会社会教育文化財課とも調査方法について協議した結果、東西に2.0m×20m, 2.0m×30m, 2.0m×40mで深さ1.5mのトレーニング掘削により調査することとした。

調査は、昭和59年5月5日に着手し同月15日に完了した。調査地は、水で被められ、小型重機であつてもキャタピラーの下に枕木を敷かなければ行動し難く、また湧水も著しく排水ポンプの基に

による排水作業と査査を併せて短時間の内に行わなければならぬ  
ような悪条件のもとの調査であった。

## (2) 調査体制

調査は、赤穂埋蔵文化財調査会（会長 松岡秀夫）が主体となり、庄山竟道文学博士の協力と大村敬通氏（兵庫県教育委員会社会教育文化財課埋蔵文化財指導係長）の指導助言を得た。感謝の意を表する次第である。

## 第二章 位置と環境

調査地は、第1回のとおり、南面斜面の最下端に位置し、南は谷木の放水路をはさんで明治30年代まで東浜漁業組合の入込式塙田であり、さらにその南、即ち北面斜面下端に人家が密集している。前述の大塚古墳の東斜面を下れば150mほどで瀬戸内海に至る。この東斜面にはかなりの数の土器片の分布が見られるが、南面斜面には著しく少なく、人の居住跡と認められる形跡はわずかの土器片を除いて認められなかつた。

しかしながら、地形的には塙屋堂山遺跡と非常に似ており、塙田の立地条件としては申し分のない所である。

## 第三章 遺構

## 1. 調査トレンチの状況

調査トレンチの配置は、第2回トレンチ設定図のとおりである。以下、各トレンチの状況について述べる。

### (2) トレンチ No. I

(市)2.0m × (長)20.0m × (深)1.0m、山麓に一番近い地点のトレンチである。第1層は耕作土で30cm前後、北側の山麓方向へ向くに従って異常に厚みを増す。第2層は黒色砂層が15cm～18cm堆積しているものの、中間地点付近で途絶えており、埋立の際に投入されたものか、また、山地排水用の暗渠として埋設されたものか断定できないが、多量の礫層が含まれており、この層からの湧水が一段と激しかった。

第3層は粘質の淡青色土層となり、この層はすべての剖面で連続して検出された。第4層も第3層の淡青色粘質層によく似た土質であるが、粘質ではなくむしろ砂を多く含む層である。

第5層（耕作土表面より80cm）で濃黒褐色砂層となり、砂の粒が平均し密になる。この層の上部で海拔を測定した結果58cmであり、平均してほぼ水平に続いている。この砂は、強く握り締めると固まって、砂の中にも多量の粘質土が含まれていた。この層は深く、ユンボで届く範囲まで掘り下げるが、1m以上も続けており下限は確認できなかつた。この粘質砂は、入込式塩田で使われる砂と同質のものであると石山亮道氏の説明もあり、今回の調査は

この層までとし追査することとした。

なおこの層で大きく湾曲した木材が一本検出されたので精査したが、加工痕は認められなかつた。

### (3) トレンチ No. 2-A

No.1トレンチに並行してその西側に設定した。

(巾) 2.0m ×(長) 7.0m ×(深) 1.05m である。当初(長) 30.0m のトレンチの予定であったが、No.1トレンチよりも諸条件が悪く、加えて耕作土以下は砂層となるため壁が崩れ易くなり土層の検出が困難なため、関係者協議の結果、部分的に捉えることにした。

第1層は耕作土で20cm前後、第2層で灰黒褐色粘土層で30cm～35cm、第3層で淡茶褐色土層となり、第4層で濃灰褐色砂層となる。この層は、No.1トレンチの第5層と同質の砂であり、海拔58cmである。た。

### (4) トレンチ No.2-B

このトレンチは、No.2-Aの延長線上の北端の部分である。漏水と壁面崩壊のため南北端の両端を試掘し、土層に変化があれば順次拡張する方針である。たが、土層に変化は見られなかつた。

(巾) 2.0m ×(長) 6.5m ×(深) 1.0m を試掘し、No.2-Bと呼称した。

このトレンチの北端、第3層と第4層の境で一面の石群を検出した。この石群の中に木杭が打ち込まれた状態で2本検出された。巾20mの狭い範囲では何とも判断し難いため、このトレンチのみ拡張することとした。

これらの石群は、 $200\text{cm} \times 30\text{cm}$ の平均した大きさで、ほとんどがごつごつした感じの棱を有する石で、無秩序に投棄されたかのように並び方に規則性はなく、製塙に関する遺構とは考えられず、平面図、写真撮影のみ行った。

この石群を清掃中、復原器1片を検出した。灰白色の小片で表面に不規則な叩き目紋、内面に青海波模様を有していて時代の降下するもののようであるが、小片のため写真・図版の対象にはならない。

また、この石群中に瓦殻群を検出したがいずれも風化が著しく小破片に崩れていた。

### (5) トレンチ No.3

(甲)  $2.0\text{m} \times$  (長)  $40.0\text{m} \times$  (深)  $1.0\text{m}$  のトレンチを設定していたが、前述の悪条件により、このトレンチの両端と中心部の3箇所を部分的に切断し、試掘することとした。

このNo.3-Aは、特に湧水が激しく、壁の崩れもあり精査には至らなかつた。

第1層は耕作土層で40cm、第2層は黄褐色粘土層で20cm、第3層で濃灰黒褐色砂層となり、この層の上部で耕作上面より60cm、海拔58cmであった。

この第3層は、No.1トレンチの第5層、No.2-Aトレンチの第4層と同じ砂層であった。No.3-B、No.3-Cの土層もこのNo.3-Aと同じであった。

No.3-Bトレントで、第2層から第3層にかけて、直径5mの木枕2本が検出された。

#### (6) No.4トレント

No.4トレントは、当初予定していなかったが、No.1～No.3トレント設定区域より一段高くなっている、広山義道氏の意見もあり、(巾)2.0m×(長)5.0m×(深)2.0mの試掘を行った。

第1層は耕作土で、これは他のトレントと同じ30cm程度であり第2層以下で拳丈の礫層となり1.8m程度堆積している。このトレントでは濃灰黒褐色砂層の検出はない。

## 2. 調査トレントの縮小設定について

調査トレントの配置計画では、北より20m・30m・40mの長さの3本を予定していたが、試掘調査の段階で縮小したことは前述のとおりであるが、理由を整理すると以下のとおりである。

(1) No.1トレントで第5層が塩田面であろうと推定されただが遺物はまったく検出されなかった。塩田であるとすると表面に遺物がないのが当然である。また、古い入決式塩田とすると自然海岸の利用であるので遺構と呼べるような明確なものもない。従って、調査範囲を拡大したところで結果は同じであると考えられる。

(2) 近世入決式と考えられる物証はないが、近世入決式塩田については、研究が進んでおり、特に調査する必要も

ない。また、沼井等の遺構は全面発掘をしたところで検出できるかどうか疑問であるので、時代確定はむつかしい。

(3) No.1～No.4トレーニチ調査結果から推定される塩田については、調査トレーニチを拡大しても成果が得られる可能性はない。

#### 第4章まとめ

以上の調査結果から、調査地の遺跡の状態は、以下のとおり推定される。

1. No.2-Bトレーニチの石群と木杭の検出により、濃灰黒褐色砂層（以下「細砂層」と呼ぶ）が表土である段階で、人間がこの層を生活の舞台としていたことは事実である。

2. この細砂面は満潮時には海底となるので、このような海浜の利用は、製塩以外には考えられない。

3. 製塩が行なわれたとするならば、入決系塩尻法（注1）と推定される。この採鹹法は、塩田法に先行して存在したのである。時期は、古墳後期から奈良時代と推定される。

4. 入決系塩尻法は、このような自然の砂浜が利用され（人工

地盤は近世以降でないと造成されない）、また豊山塩田のようだ  
揚決系汲潮法として人工地盤を造、たものでもないから、細砂層  
の中に遺物は存在しない。

5. 溶出のために海水を汲みあげる作業があるが、容器で海水  
を運搬しないで、桶をかけて流しこむ方法もあったようで、古代  
歌謡に「潮こしの桶」という語が散見されるから、石群や木杭は  
この桶に關係した遺物ではないかとも想像できる。

6. これが入決系塩尻法の遺跡であるとすれば、赤穂で揚決系  
汲潮法と全く系列の裏、た入決系塩田法に先行する塩尻法の二種  
が発見されたこととなる。

7. 塩尻法に小規模でも防潮堤が造られると、干満潮に關係なく  
晴天でさえあれば採鹹作業が可能となり、淀の用益権が確立し  
塩田が成立するといえる。入決系塩尻法は堤防ができる古式入決  
に進化するが、堤防出現は伊勢の塩田で1350~80年に促えられ、瀬  
戸内ではそれよりやや早かったようである。今回の調査地が塩尻  
法採鹹地であったとして、それが古式入決に発達したかどうかは、  
現在の谷水の放水路北側の堤を調査し、鎌倉~室町期の造成が確  
認されならば決定的となるであろう。

(注1) 入決系塩尻法----この採鹹法すなわち海水濃縮法は、  
干潮時に乾燥して表面の細砂に塩の微粒結晶が付着した鹹砂を

満潮が始まる直前に急いで満潮面より高い所へ積み集め、山のように堆積しておく。この鹹砂を溶出装置に入れ、塩水をかけて鹹水を得る。使用後の砂、すなむち駿砂はその近くに放置しておき、次の干潮の際に同じ作業を繰り返す。前回の砂は満潮や波で元のまゝ自然に疎かされる。

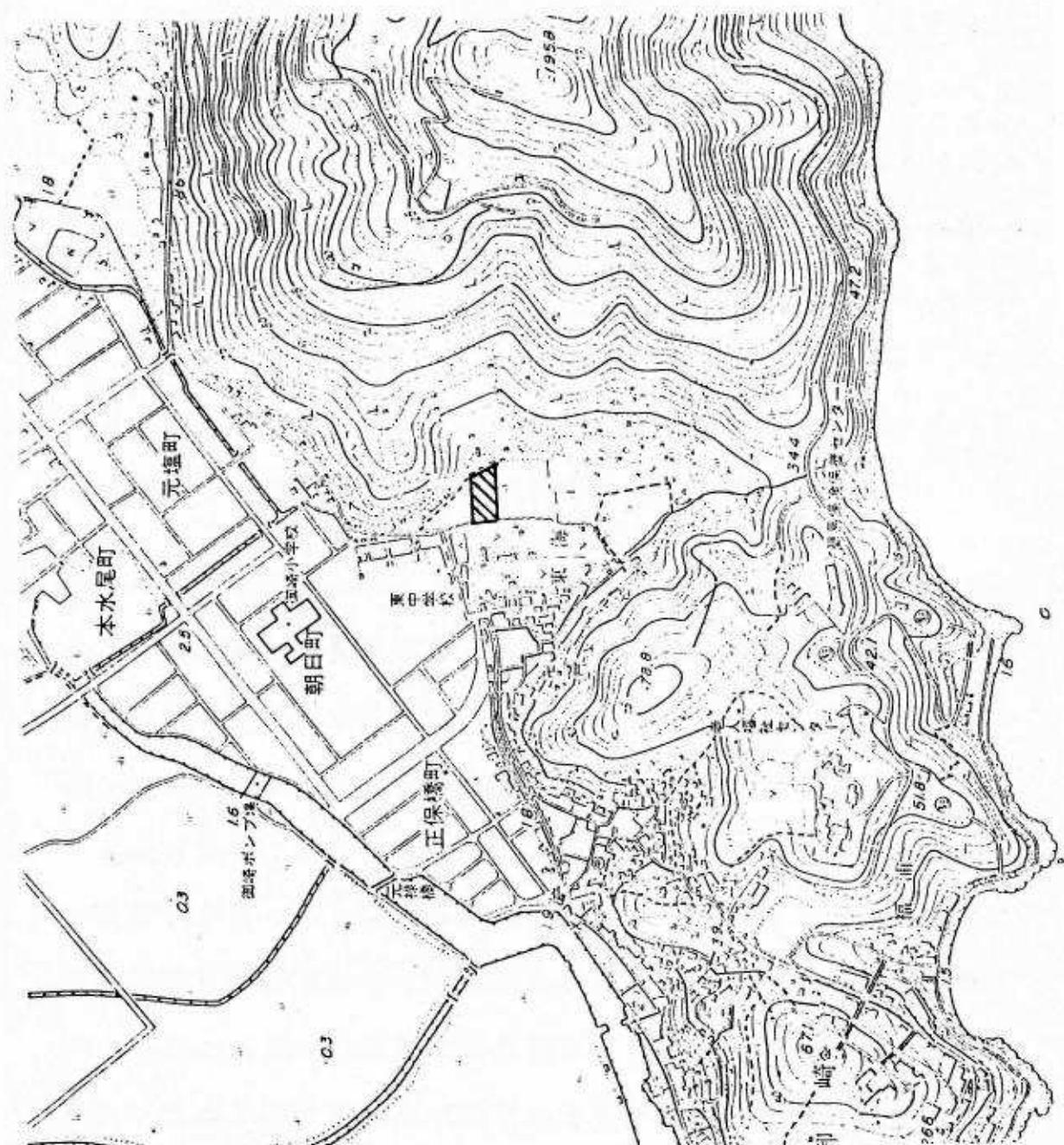
積みあがられた鹹砂あるいは駿砂を「塩尻」と呼んだため「塩尻法」と名付けられた。

## 第5章 おわりに

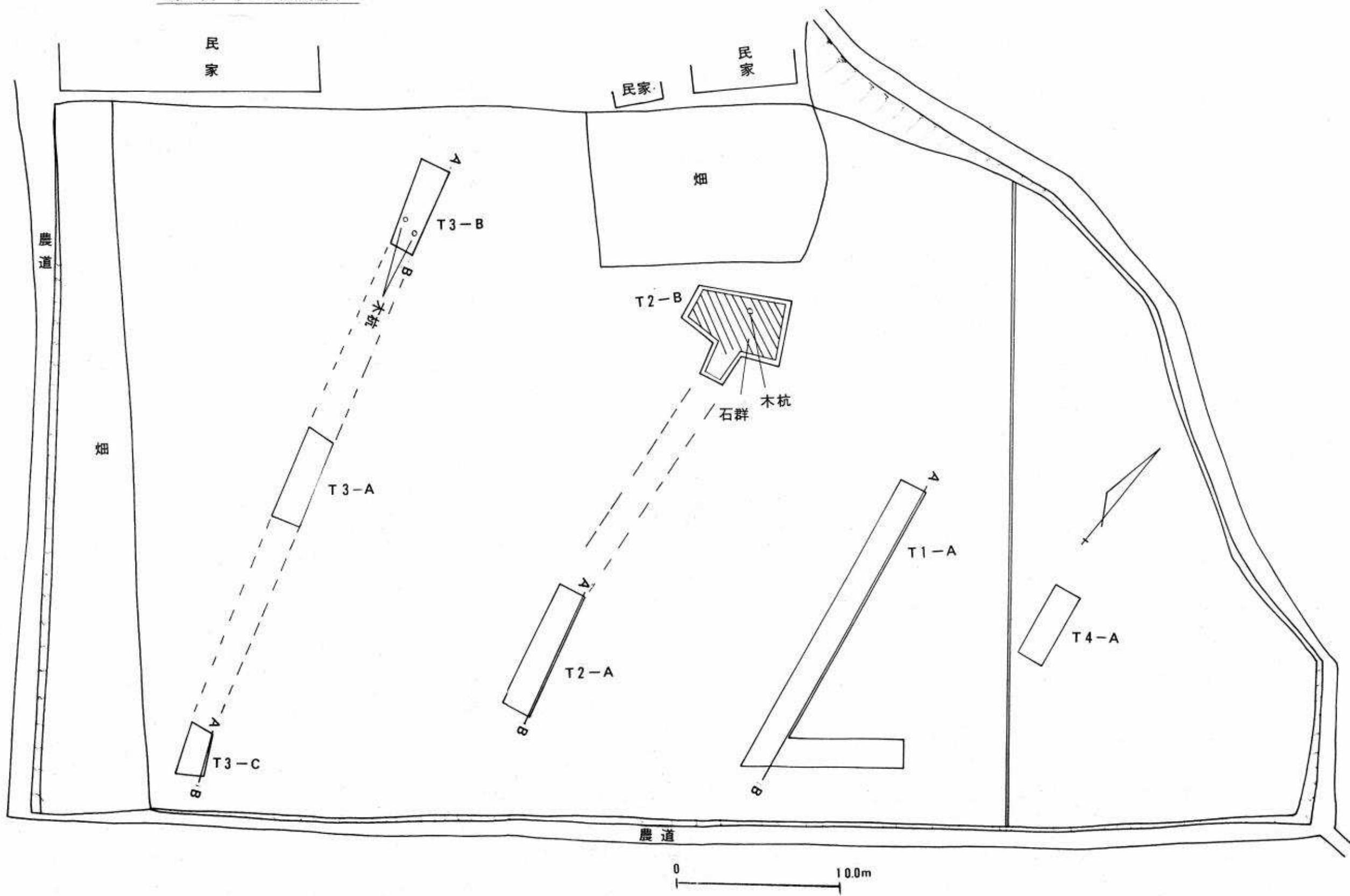
今回の調査を振り返って感じることは、発掘調査期間中は晴天に恵まれたが、遺跡の性格上、確定的遺物、遺構を検出できなかつたことは残念である。エンボのキャタピラがすり込む程の湿地という悪条件であったが、調査範囲の中で見落したものはながく、たと確信している。

当遺跡は、是非とも保存し残さなければならぬような重要な遺構を埋蔵しているとは考えられないが、入江系塩尻法塩田遺跡と推定される遺跡であるので、放水路工事施工にあたっては、可能な限り遺跡を破壊する少ない工法で実施されることを望むものである。

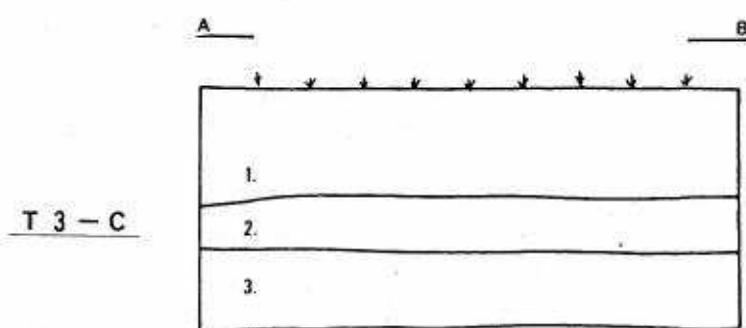
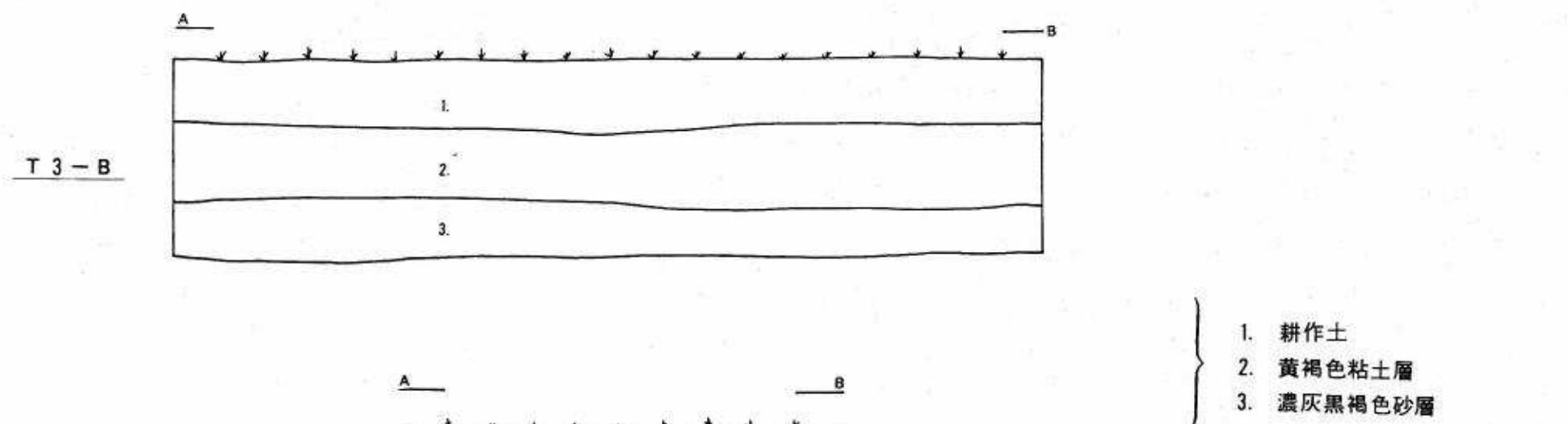
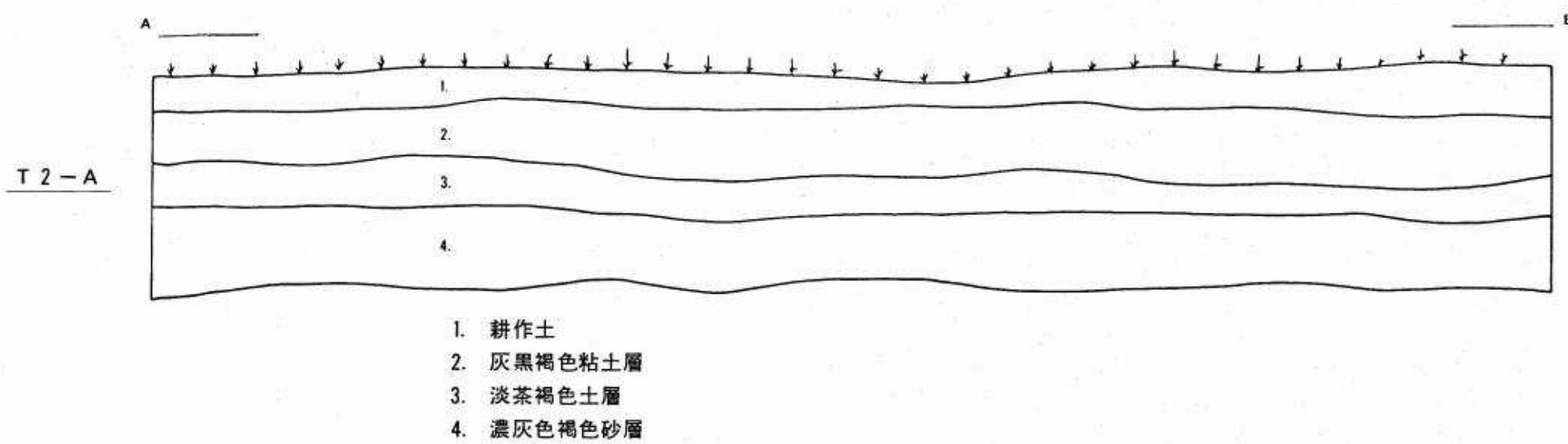
第1図 御崎大塚遺跡地形図



第2図 トレンチ設定図

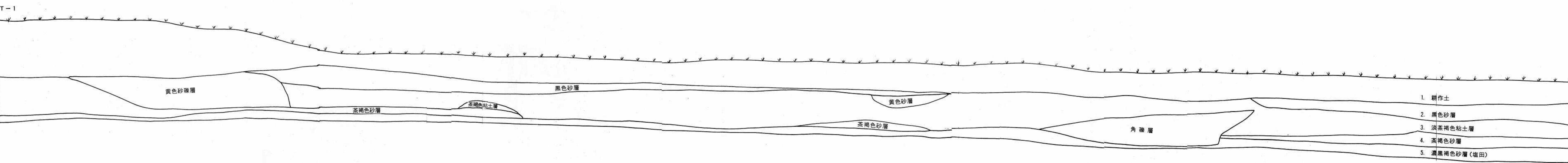


第3図 トレンチ断面図

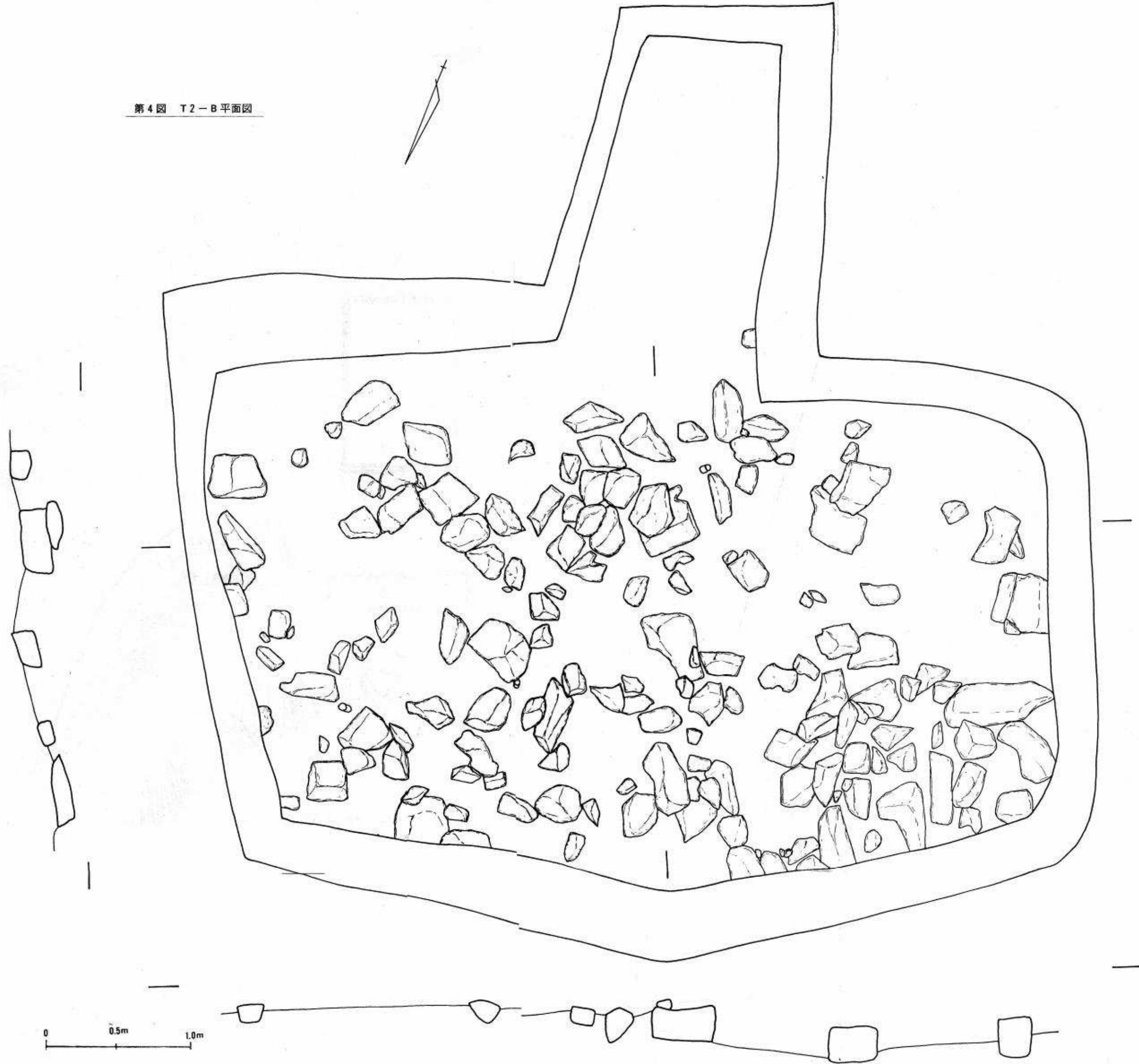


0 1.0m

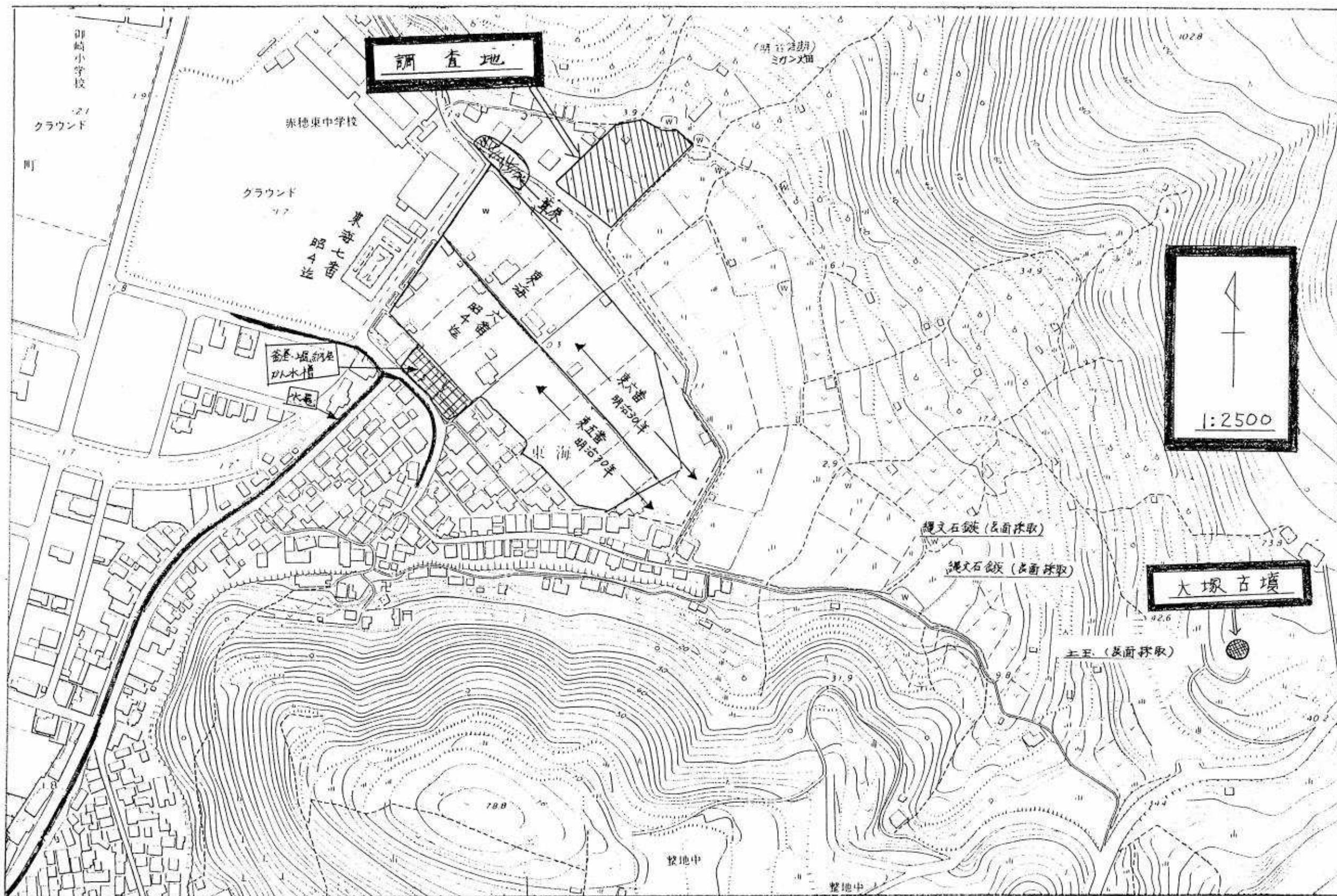
T1-A 断面図



第4図 T2-B 平面図



### 第5図 付近状況図



## 赤穂埋蔵文化財調査会会則

### (名称および事務所)

第1条 この会は、赤穂埋蔵文化財調査会（以下「調査会」という。）と称し、事務所を財団法人有年考古館内に置く。

### (業務)

第2条 調査会は、地方公共団体等公的機関の要請に応じ、埋蔵文化財の発掘調査を行い、その成果を報告するものとする。

### (組織)

第3条 調査会は、若干名の調査員によって組織する。

### (調査員)

第4条 前条の調査員として、埋蔵文化財についての学識経験又は一定の知識を有する者で構成する。

### (会の運営)

第5条 調査会の運営については、次の各号による。

- (1) 会長は調査員の互選により選任する。
- (2) 会長は会を招集し、会務を統括する。
- (3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者がその職務を代行する。

### (会計)

第6条 調査員の経費は、調査委託金その他の収入をもって充てる。

### (補則)

第7条 この会則に定める会則のほか、運営に関する必要な事項については、別に定めることができる。

付 則 この会則は、昭和58年6月1日から施行する。

赤穂埋蔵文化財調査会構成名簿

- 会長○松岡秀夫 (医学博士。財団法人有年考古館長。  
日本考古学協会員)
- 副会長○広山亮道 (文学博士。元赤穂高等学校教諭)
- 〃○河原隆彦 (東洋大学附属姫路高等学校教諭  
日本考古学協会員)
- 調査員○松岡秀樹 (兵庫県播磨高等学校教諭。日本考古学協会員)
- 〃○谷崎良晴 (神戸野田高等学校教諭)
- 〃○松本保 (赤穂市立赤穂東中学校教頭)
- 〃○谷中進 (赤穂市立坂越中学校教諭)
- 〃○久保良道 (赤穂市立赤穂西中学校教諭)
- 〃○恒次勉 (兵庫県立赤穂高等学校教諭)
- 〃○鈴木和夫 ( )
- 〃○大谷順一 (赤穂市立原小学校教諭)
- 〃○折方啓三 (赤穂市立塩屋小学校教諭)
- 〃○田川英生 (赤穂市立有年小学校教諭)
- 〃○上杉元秀 (赤穂市立赤穂小学校教諭)
- 〃○石塚太喜三 (姫路市立朝日中学校教諭)
- 〃○竹本啓一 (明石市立望海中学校教諭)
- 〃○福田昭宏 (歴史研究者)
- 〃○河部元一 ( )
- 〃○前田康旭 ( )
- 〃○中村仁 (別府大学文学部考古学専攻)
- 〃○岡本欣子 (奈良大学文学部考古学専攻・卒業)
- 〃○河井孝幸 (相生市史編さん室)
- 〃○小林茂昭 (考古学研究者)
- 顧問 古林森廣 (文学博士。兵庫教育大学教授)

○印は今回調査参加者

本データは全国遺跡報告総覧において公開するため、  
赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係が編集・作成したものです。

データ編集・作成 赤穂市教育委員会 生涯学習課 文化財係  
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地  
TEL : 0791-43-6962 FAX : 0791-43-6895

---

令和元年（2019年）10月1日 データ編集・作成